

第2章

社会保険労務士について

- 1 社会保険労務士制度の沿革（概要）
- 2 登録状況
- 3 紛争解決手続代理業務試験の状況
- 4 社会保険労務士試験の状況

1 社会保険労務士制度の沿革（概要）

I. 社会保険労務士とは

社会保険労務士は、昭和43年6月3日に制定公布され、同年12月2日に施行された社会保険労務士法に基づく国家資格者である。

社会保険労務士制度は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とするものであり、社会保険労務士は、労働基準法、雇用保険法、健康保険法、国民年金法など、国民の生活と企業の事業運営に密接に関わる労働社会保険諸法令に精通した身近な専門家として、全国約44,000人が活躍している。

II. 社会保険労務士制度の誕生

■ 戦後の産業・経済の著しい発展による社会的ニーズの向上

戦後の復興期に合わせて日本の雇用・労働体制が確立されるとともに、社会保障制度の整備が急ピッチで進められた。これに伴い、多様化した中小企業の労務管理への対応及び社会保険に関する事務処理に専門的な知識・経験が必要とされるようになり、これらの事務を専門的に行う職業として誕生した。

■ 団体設立に向けた機運の高まり

一方で、これらの代行業務を請け負うにあたって著しく高額な報酬を求めたり、あるいは労働争議に不当に介入する者が現れ、「業界団体を結成し、自主的な規律の確立と資質の向上を図るべき」という機運が高まるようになった。こうした流れを受け、「労務管理士」、「社会保険士」が誕生した。

■ 社会保険労務士法の制定

その後、「労務管理士」と「社会保険士」は広く認知され、社会における重要度も増していくことになった。そのような動きを受け、両制度を併せて法制化する動きが活発となり、昭和43年6月3日に「社会保険労務士法」が公布され、同年12月2日に施行された。

■ 「都道府県社会保険労務士会」・「全国社会保険労務士会連合会」の設置

法制定当時は、(社)日本労務管理士協会、(社)日本社会保険士会を中心に、複数の団体が併存していたが、昭和53年5月、第1次社労士法改正が行われ、法定団体として、都道府県ごとの「社会保険労務士会」が設置されるとともに、連合組織として「全国社会保険労務士会連合会」が設置された。

III. 社会保険労務士法改正の経緯

社会保険労務士法は、昭和53年の第1次法改正、昭和56年の第2次法改正、昭和61年の第3次法改正、平成5年の第4次法改正、平成10年の第5次法改正、平成14年の第6次法改正、平成17年の第7次法改正及び平成26年の第8次法改正を経て、今日に至っている。

IV. これまでの社会保険労務士法改正の概要

第1次法改正	
昭和53年5月20日公布 昭和53年9月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 提出代行業務の追加 社労士会の設立等 連合会の設立等 社労士会及び連合会の行政機関への協力
第2次法改正	
昭和56年6月2日公布 昭和57年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 社労士の職責の明確化 提出代行事務の範囲の拡大 申請等に関する付記の制度の新設 社労士となる資格の要件の整備 団体登録制への移行 懲戒、罰則規定等の整備 社労士会及び連合会の事務の範囲の拡大等
第3次法改正	
昭和61年5月23日公布 昭和61年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 事務代理の新設 勤務社労士に関する規定の整備 研修受講等の努力義務化
第4次法改正	
平成5年6月14日公布 平成6年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 職務内容の明確化 登録即入会制への移行
第5次法改正	
平成10年5月6日公布 平成10年10月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険労務士試験の試験事務の連合会への委託等 事務代理等の範囲の拡大等
第6次法改正	
平成14年11月27日公布 平成15年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> あっせん代理業務の追加等 社労士試験の受験資格の緩和 登録事項の整備等 懲戒事由の通知に関する規定の追加等 社労士の権利及び義務に関する規定の整備 社労士法人制度の創設 社労士会及び連合会の会則の記載事項の整備 法人制度設立に伴う罰則の整備
第7次法改正	
平成17年6月17日公布 平成18年3月1日及び 平成19年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決手続代理業務の拡大 紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験 労働争議不介入規定（法第23条）の削除 社労士法人に関する規定の整備
第8次法改正	
平成26年11月21日公布 平成27年4月1日及び 平成28年1月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引き上げ 補佐人制度の創設 社員が1人の社労士法人の設立に関する規定の整備

2 登録状況

I. 社会保険労務士の登録者数の推移

1990年3月31日現在17,433人であった社労士の登録者数は、毎年確実に増加しており、2021年3月31日現在の登録者数は、43,474人である。

2007年度からは新たに「特定社会保険労務士」の制度が設けられ、こちらも毎年確実に増加しており、2021年3月31日現在の登録者数は、13,683人である。

また、2002年の社労士法改正により、2003年から社労士法人の設立が認められ、さらに2014年の同法改正により2016年から社員が1人の社労士法人の設立が認められた。2021年3月31日現在の会員数は2,120（うち、社員が1人の社労士法人は895）となっている。

年度末登録者数の推移

(単位：人)

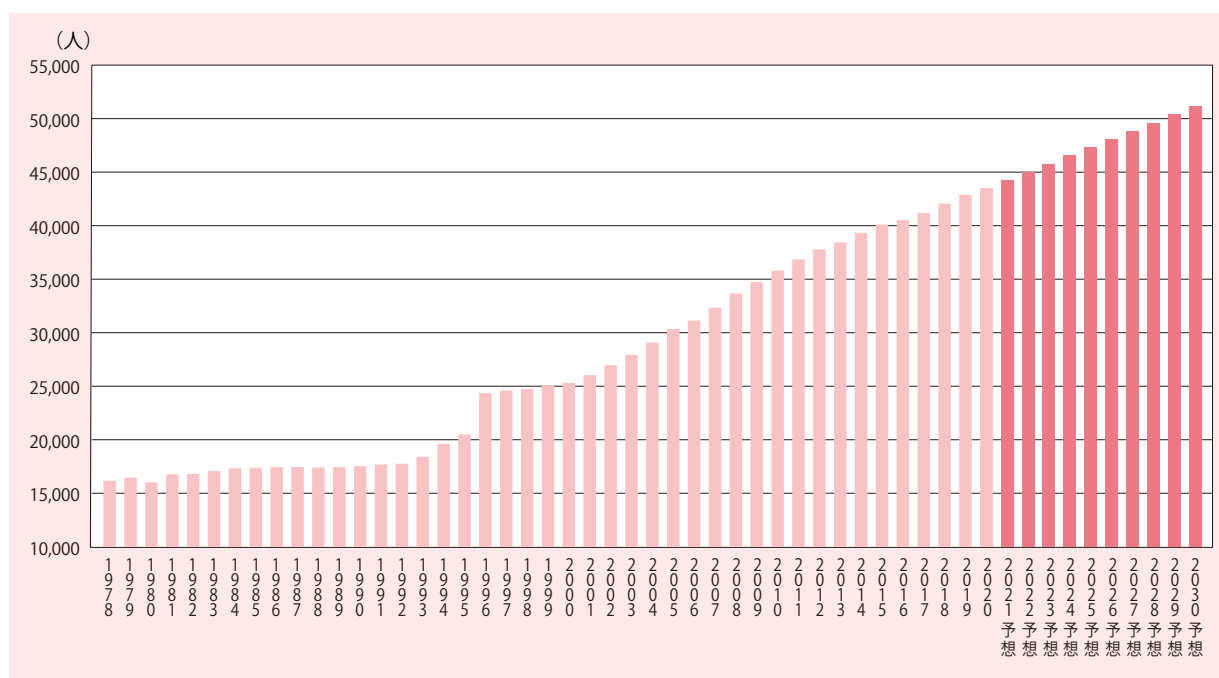
年度	開業	法人の社員	勤務等	合計	前年度比
2010	21,527	891	13,383	35,801	1,069
	(6,561)	(326)	(1,622)	(8,509)	(985)
2011	21,983	984	13,883	36,850	1,049
	(7,029)	(394)	(1,813)	(9,236)	(727)
2012	22,469	1,086	14,229	37,784	934
	(7,605)	(446)	(2,040)	(10,091)	(855)
2013	22,815	1,211	14,419	38,445	661
	(7,980)	(529)	(2,244)	(10,753)	(662)
2014	23,241	1,359	14,731	39,331	886
	(8,352)	(607)	(2,422)	(11,381)	(628)
2015	23,480	1,648	14,982	40,110	779
	(8,552)	(759)	(2,575)	(11,886)	(505)
2016	23,573	1,955	15,007	40,535	425
	(8,732)	(908)	(2,705)	(12,345)	(459)
2017	23,725	2,241	15,221	41,187	652
	(8,909)	(1,153)	(2,739)	(12,801)	(456)
2018	23,962	2,491	15,603	42,056	869
	(9,007)	(1,276)	(2,836)	(13,119)	(318)
2019	24,158	2,759	15,790	42,887	831
	(9,116)	(1,401)	(2,930)	(13,447)	(328)
2020	24,423	2,992	16,059	43,474	587
	(9,180)	(1,526)	(2,977)	(13,683)	(236)

※（ ）内は特定社会保険労務士数

年度末法人会員数の推移

年度	入会会員数	解散・廃止	法人会員数	
2010	95	16	489	
			主たる事務所 380	従たる事務所 109
2011	71	18	542	
			主たる事務所 417	従たる事務所 125
2012	95	38	599	
			主たる事務所 476	従たる事務所 123
2013	73	12	660	
			主たる事務所 520	従たる事務所 140
2014	115	23	752	
			主たる事務所 584	従たる事務所 168
2015	220	12	960	
			主たる事務所 762	従たる事務所 198
2016	284	18	1,226	
			主たる事務所 991	従たる事務所 235
2017	277	32	1,471	
			主たる事務所 1,212	従たる事務所 259
2018	266	29	1,708	
			主たる事務所 1,411	従たる事務所 297
2019	260	34	1,934	
			主たる事務所 1,598	従たる事務所 336
2020	244	58	2,120	
			主たる事務所 1,766	従たる事務所 354

年度末登録者数の推移（グラフ）



II. 社会保険労務士の年齢別・男女別構成

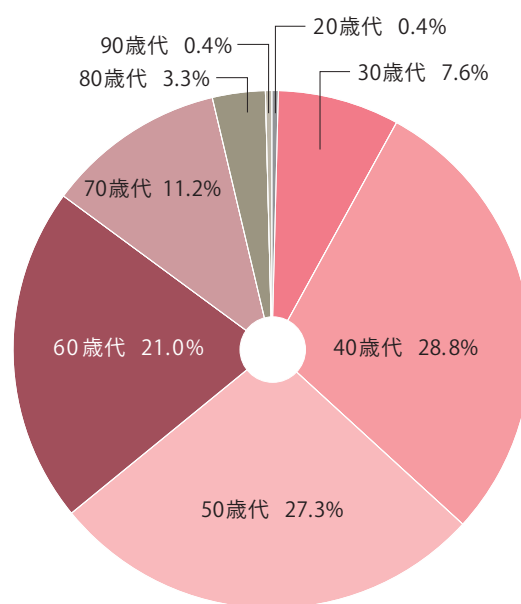
2021年3月31日現在の登録者の年齢別構成は、20歳代（0.4%）、30歳代（7.6%）、40歳代（28.8%）、50歳代（27.3%）、60歳代（21.0%）、70歳代（11.2%）、80歳代（3.3%）、90歳代以上（0.4%）となっており、40歳代の割合が最も多く、50歳代、60歳代と続いている。平均年齢は55.6歳、最年少は23歳、最年長が100歳となっている。

また、2021年3月31日現在の男女別構成は、男性が68.3%、女性が31.7%となっている。

各年度末における登録者の男女比の推移

年度	登録者数	男性	女性
2010	35,801	26,312 (73.5%)	9,489 (26.5%)
2011	36,850	26,863 (72.9%)	9,987 (27.1%)
2012	37,784	27,401 (72.5%)	10,383 (27.5%)
2013	38,445	27,655 (71.9%)	10,790 (28.1%)
2014	39,331	28,056 (71.3%)	11,275 (28.7%)
2015	40,110	28,337 (70.6%)	11,773 (29.4%)
2016	40,535	28,562 (70.5%)	11,973 (29.5%)
2017	41,187	28,790 (69.9%)	12,397 (30.1%)
2018	42,056	29,146 (69.3%)	12,910 (30.7%)
2019	42,887	29,473 (68.7%)	13,414 (31.3%)
2020	43,474	29,693 (68.3%)	13,781 (31.7%)

年齢別構成



※（ ）内は登録者に占める割合を表わす。

（平均年齢 55.6 歳）

個人会員数推移 (2011-2015)

(単位：人)

	2011			2012			2013			2014			2015		
	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計
1 北海道	832	280	1,112	855	274	1,129	866	281	1,147	903	291	1,194	914	298	1,212
2 青森	160	38	198	160	42	202	159	41	200	164	39	203	158	40	198
3 岩手	129	44	173	128	42	170	132	43	175	134	46	180	131	49	180
4 宮城	325	135	460	331	149	480	347	156	503	362	156	518	374	156	530
5 秋田	128	41	169	129	40	169	129	38	167	135	37	172	137	34	171
6 山形	143	47	190	148	45	193	155	45	200	161	48	209	170	48	218
7 福島	233	53	286	245	54	299	255	54	309	260	50	310	265	51	316
8 茨城	351	105	456	353	106	459	358	109	467	360	116	476	383	107	490
9 栃木	272	51	323	283	58	341	281	59	340	287	54	341	291	57	348
10 群馬	345	205	550	346	210	556	352	212	564	354	219	573	366	219	585
11 埼玉	1,229	563	1,792	1,260	550	1,810	1,277	540	1,817	1,290	557	1,847	1,310	557	1,867
12 千葉	965	393	1,358	975	419	1,394	998	418	1,416	1,003	434	1,437	1,028	423	1,451
13 東京	4,031	4,742	8,773	4,175	4,875	9,050	4,278	4,938	9,216	4,431	5,060	9,491	4,534	5,218	9,752
14 神奈川	1,502	805	2,307	1,543	831	2,374	1,568	871	2,439	1,594	901	2,495	1,644	879	2,523
15 新潟	365	163	528	368	170	538	369	165	534	375	156	531	374	150	524
16 富山	163	99	262	169	97	266	172	101	273	180	94	274	185	99	284
17 石川	201	97	298	203	98	301	210	98	308	216	96	312	216	101	317
18 福井	181	62	243	183	62	245	190	67	257	189	68	257	188	72	260
19 山梨	132	32	164	141	28	169	145	28	173	145	29	174	146	32	178
20 長野	412	202	614	419	202	621	424	189	613	428	192	620	428	202	630
21 岐阜	326	201	527	340	204	544	356	200	556	363	208	571	367	209	576
22 静岡	667	296	963	669	297	966	687	296	983	706	301	1,007	702	316	1,018
23 愛知	1,472	816	2,288	1,519	841	2,360	1,554	839	2,393	1,590	866	2,456	1,634	877	2,511
24 三重	241	130	371	254	117	371	266	116	382	266	125	391	272	129	401
25 滋賀	214	126	340	219	129	348	223	140	363	229	141	370	229	133	362
26 京都	617	212	829	620	221	841	612	238	850	616	245	861	626	251	877
27 大阪	1,998	1,743	3,741	2,060	1,794	3,854	2,090	1,803	3,893	2,152	1,807	3,959	2,227	1,826	4,053
28 兵庫	1,051	456	1,507	1,074	485	1,559	1,081	502	1,583	1,093	525	1,618	1,115	513	1,628
29 奈良	220	79	299	224	89	313	237	91	328	234	93	327	230	97	327
30 和歌山	179	69	248	179	74	253	183	70	253	184	69	253	184	69	253
31 鳥取	86	37	123	87	45	132	90	47	137	90	42	132	89	41	130
32 島根	86	44	130	90	41	131	88	39	127	90	39	129	96	37	133
33 岡山	267	182	449	279	182	461	294	177	471	305	173	478	316	174	490
34 広島	616	140	756	627	147	774	636	156	792	649	143	792	661	140	801
35 山口	195	88	283	199	82	281	197	88	285	205	81	286	207	89	296
36 徳島	120	37	157	123	37	160	119	41	160	118	48	166	125	48	173
37 香川	208	72	280	211	76	287	213	65	278	212	74	286	207	76	283
38 愛媛	258	79	337	261	74	335	269	64	333	268	70	338	283	70	353
39 高知	104	61	165	102	62	164	105	66	171	107	66	173	109	66	175
40 福岡	805	433	1,238	850	441	1,291	883	477	1,360	933	485	1,418	967	498	1,465
41 佐賀	99	43	142	97	40	137	103	34	137	102	35	137	103	36	139
42 長崎	100	61	161	101	60	161	98	57	155	100	62	162	104	68	172
43 熊本	286	88	374	290	90	380	295	95	390	296	109	405	298	129	427
44 大分	175	57	232	171	61	232	177	66	243	180	66	246	178	73	251
45 宮崎	151	40	191	155	47	202	157	48	205	164	55	219	168	57	225
46 鹿児島	222	80	302	230	87	317	232	93	325	253	105	358	263	107	370
47 沖縄	105	56	161	110	54	164	116	58	174	124	55	179	126	61	187
合計	22,967	13,883	36,850	23,555	14,229	37,784	24,026	14,419	38,445	24,600	14,731	39,331	25,128	14,982	40,110

※開業は法人の社員を含む。

個人会員数推移（2016-2020）

（単位：人）

	2016			2017			2018			2019			2020		
	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計	開業	勤務等	計
1 北海道	909	301	1,210	901	303	1,204	916	332	1,248	923	336	1,259	932	353	1,285
2 青森	158	40	198	162	45	207	164	46	210	161	49	210	165	38	203
3 岩手	138	53	191	143	57	200	148	58	206	151	54	205	156	50	206
4 宮城	376	158	534	380	159	539	382	166	548	393	171	564	410	169	579
5 秋田	139	34	173	139	34	173	139	36	175	141	32	173	140	30	170
6 山形	171	42	213	176	48	224	182	47	229	179	46	225	184	43	227
7 福島	257	59	316	270	57	327	276	57	333	284	49	333	286	52	338
8 茨城	379	114	493	382	108	490	387	116	503	390	118	508	392	117	509
9 栃木	289	57	346	290	62	352	286	65	351	289	61	350	297	59	356
10 群馬	363	222	585	376	210	586	387	199	586	386	197	583	388	194	582
11 埼玉	1,319	551	1,870	1,318	550	1,868	1,336	570	1,906	1,355	586	1,941	1,386	582	1,968
12 千葉	1,047	431	1,478	1,075	423	1,498	1,085	455	1,540	1,109	457	1,566	1,142	469	1,611
13 東京	4,679	5,294	9,973	4,824	5,435	10,259	4,941	5,621	10,562	5,084	5,769	10,853	5,189	5,835	11,024
14 神奈川	1,656	889	2,545	1,666	911	2,577	1,713	931	2,644	1,738	955	2,693	1,764	961	2,725
15 新潟	382	144	526	383	139	522	389	145	534	383	150	533	387	155	542
16 富山	184	102	286	190	99	289	199	97	296	203	99	302	204	105	309
17 石川	212	104	316	216	100	316	214	103	317	215	107	322	220	108	328
18 福井	194	62	256	195	63	258	190	65	255	199	60	259	197	60	257
19 山梨	145	30	175	148	29	177	148	30	178	147	33	180	153	34	187
20 長野	432	201	633	431	198	629	432	200	632	432	191	623	426	207	633
21 岐阜	367	206	573	367	210	577	367	217	584	367	222	589	367	211	578
22 静岡	710	311	1,021	712	314	1,026	722	305	1,027	738	310	1,048	743	309	1,052
23 愛知	1,649	900	2,549	1,658	941	2,599	1,695	936	2,631	1,724	976	2,700	1,771	985	2,756
24 三重	273	135	408	281	135	416	281	137	418	294	137	431	294	137	431
25 滋賀	239	128	367	247	114	361	256	116	372	260	121	381	266	115	381
26 京都	625	255	880	633	250	883	633	252	885	657	254	911	679	246	925
27 大阪	2,307	1,783	4,090	2,381	1,798	4,179	2,434	1,830	4,264	2,461	1,903	4,364	2,534	1,913	4,447
28 兵庫	1,148	487	1,635	1,173	490	1,663	1,202	496	1,698	1,201	519	1,720	1,208	519	1,727
29 奈良	223	92	315	224	91	315	225	95	320	236	98	334	231	104	335
30 和歌山	180	71	251	182	70	252	186	64	250	190	62	252	192	61	253
31 鳥取	97	36	133	106	31	137	109	28	137	104	35	139	102	35	137
32 島根	92	37	129	92	34	126	91	35	126	93	38	131	96	42	138
33 岡山	317	173	490	322	188	510	334	190	524	340	189	529	343	191	534
34 広島	663	131	794	660	144	804	666	149	815	678	154	832	685	155	840
35 山口	218	86	304	223	83	306	221	89	310	225	84	309	227	77	304
36 徳島	132	45	177	135	45	180	136	48	184	138	46	184	141	45	186
37 香川	207	78	285	209	75	284	209	75	284	212	78	290	218	72	290
38 愛媛	288	71	359	289	75	364	288	75	363	291	69	360	288	74	362
39 高知	110	68	178	111	72	183	112	74	186	114	69	183	121	66	187
40 福岡	994	506	1,500	1,011	506	1,517	1,047	524	1,571	1,081	547	1,628	1,102	545	1,647
41 佐賀	102	30	132	108	35	143	108	33	141	113	33	146	118	34	152
42 長崎	105	65	170	105	66	171	109	67	176	116	65	181	123	65	188
43 熊本	303	123	426	316	128	444	321	130	451	323	135	458	327	140	467
44 大分	180	74	254	184	75	259	189	77	266	191	75	266	199	70	269
45 宮崎	170	55	225	170	49	219	185	44	229	188	46	234	184	47	231
46 鹿児島	269	112	381	264	117	381	272	126	398	276	133	409	285	126	411
47 沖縄	131	61	192	138	55	193	141	52	193	144	52	196	153	54	207
合計	25,528	15,007	40,535	25,966	15,221	41,187	26,453	15,603	42,056	26,917	15,970	42,887	27,415	16,059	43,474

※開業は法人の社員を含む。

3 紛争解決手続代理業務試験の状況

I. 特別研修

第7次社労士法改正によって、新たに紛争解決手続代理業務を行うことができるようになった。当該業務を行うには、それに必要な学識及び実務能力に関する研修である「特別研修」を修了し、紛争解決手続代理業務試験に合格後、社労士の登録に付記を受けることが義務付けられた。

特別研修は、2006年度から47都道府県会において実施されている。中央発信講義、グループ研修、ゼミナールの3つの方式で構成し、研修の総時間数は63.5時間とされた。

中央発信講義については、研修内容の理解度向上を図るために、2020年度からeラーニング方式を導入し、受講者がいつでもどこでも何度でも講義を視聴できる環境を整備した。

1. 中央発信講義（30.5時間）

個別労働関係紛争に関する法令及び実務に関する研修として、憲法を基本とする法体系の中で、個別労働関係法の制度及び理論を理解し、また、個別労働関係紛争解決手続代理業務における倫理を確立するため、以下の科目について講義を行う。

①特定社会保険労務士の果たす役割と職責 ②専門家の責任と倫理 ③憲法（基本的人権に係るもの） ④民法（契約法、不法行為法の基本法則に係るもの） ⑤労使関係法 ⑥労働契約・労働条件 ⑦個別労働関係法制に関する専門知識 ⑧個別労働関係紛争解決制度

2. グループ研修（18時間）

個別労働関係紛争における書面（申請書及び答弁書）の作成に関する研修として、特定社会保険労務士がリーダーとなり、受講者が10人程度のグループを構成して行う研修。ゼミナールで行うケース・スタディーを中心に、申請書及び答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術及び代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れて行う。

3. ゼミナール（15時間）

代理業務を行う上での実践的な能力を涵養することを目的として、個別労働関係紛争の解決のための手続に関する研修を行う。ケース・スタディーを中心に申請書及び答弁書の検討、争点整理、和解交渉の技術及び代理人の権限と倫理等についてロールプレイ等の手法を取り入れる。

受講者数等の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
受講者数	1,151人	1,063人	857人	838人	881人	686人	602人	672人	649人	649人
修了者数	1,123人	1,032人	837人	824人	855人	662人	585人	649人	624人	570人
修了率	97.57%	97.08%	97.67%	98.33%	97.05%	96.50%	97.18%	96.58%	96.15%	87.83%

II. 紛争解決手続代理業務試験

紛争解決手続代理業務試験は、社労士法（昭和43年法律第89号）第13条の3第1項の規定に基づいて実施されるものである。2006年度に年2回試験を実施した以外は、年1回の実施であり、2020年度までの総受験者数は、26,172人、総合格者数は、17,168人、平均合格率は65.60%となっている。

1. 受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

紛争解決手続代理業務試験の受験資格は、社労士であり、かつ、連合会が実施する特別研修の修了者（修了見込者を含む）であるため、年度による受験申込者数の大幅な増減は見られないが、2017年度以降は概ね900人台で推移している。試験地については、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県の12試験地で実施してきたが、受験申込者数が安定してきたこともあり、平成28年度から試験地を7か所に統合し、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県とした。

なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛等により、受験申込者数は916名、受験者数は850名となったところである。

受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
受験申込者数	1,707人	1,458人	1,299人	1,164人	1,211人	1,060人	932人	959人	935人	916人
受験者数	1,675人	1,428人	1,270人	1,139人	1,175人	1,019人	890人	911人	905人	850人
合格者数	1,145人	861人	837人	710人	656人	647人	510人	567人	490人	526人
合格率	68.36%	60.29%	65.91%	62.34%	55.83%	63.49%	57.30%	62.24%	54.14%	61.88%

2. 合格者の年齢別構成、男女比構成の推移

合格者の年齢別構成について、2019年度以前は、30歳代、40歳代が全体の60%強を占めている状況にあったが、2002年度においては前年比8%程度減少し、その分50歳代が増加している。また、合格者の男女比については、過去10年において概ね男性が約60%、女性が40%となっているが、近年は女性合格者の割合が増加傾向にある。

合格者の年齢別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
20歳代	2.6%	2.7%	2.0%	2.7%	1.8%	1.8%	2.5%	1.6%	1.6%	1.3%
30歳代	31.9%	28.8%	28.3%	28.7%	26.8%	24.4%	20.6%	21.5%	24.1%	15.4%
40歳代	32.4%	31.8%	35.0%	32.3%	33.1%	42.2%	37.5%	39.2%	40.8%	41.3%
50歳代	19.2%	21.4%	20.8%	22.8%	23.5%	20.6%	24.7%	25.4%	19.8%	28.5%
60歳以上	13.9%	15.3%	13.9%	13.5%	14.8%	11.0%	14.7%	12.3%	13.7%	13.5%

合格者の男女別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
男	65.1%	67.7%	67.6%	67.0%	66.3%	59.7%	64.3%	62.8%	59.6%	58.4%
女	34.9%	32.3%	32.4%	33.0%	33.7%	40.3%	35.7%	37.2%	40.4%	41.6%

4 社会保険労務士試験の状況

I. 社会保険労務士試験の実施

連合会は、2000年度社会保険労務士試験（以下「社労士試験」という。）から厚生労働省の委託を受け、社労士試験事務（合否判定に係る事務を除く。）を行っている。主な試験事務は、試験会場の決定、受験案内の作製・配布、受験申込書の受付、受験票の交付、試験当日の会場運営、合格証書の交付など広範囲にわたる。

また、2000年度の受託当時は、北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県の18試験地での実施であったが、受験者の増加に伴い、2002年度社労士試験から岡山県を試験地に加え19試験地として実施している。

II. 受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

2000年度、受託して最初の年の受験申込者数は、50,689人であった。その後、毎年増加を続け、2010年度には過去最高となる70,648人の受験申込みがあった。

しかし、2010年度をピークにその後減少傾向が続き、2016年度は51,953人、2017年度には5万人を割り49,902人となり、その後、2020年度までほぼ横ばい状態であったが、2021年度は50,433人となり、再び5万人台に回復している。

受験者数も2010年度に過去最高の55,445人をピークに減少傾向となり、特に2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響による自粛等により、大きく減少している。2021年度は2020年度と同様にコロナ禍の中での実施ではあったが、受験者数は増加している。

合格率は、2010年度から2014年度は5～9%台で推移していたが、2015年度は、2.6%となり過去最も低い合格率となった。2017年度以降は、6～7%台で推移している。

受験申込者数、受験者数、合格者数の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
受験申込者数	67,662人	66,782人	63,640人	57,199人	52,612人	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人	49,250人	50,433人
受験者数	53,392人	51,960人	49,292人	44,546人	40,712人	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人	34,845人	37,306人
合格者数	3,855人	3,650人	2,666人	4,156人	1,051人	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人	2,237人	2,937人
合格率	7.2%	7.0%	5.4%	9.3%	2.6%	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%

III. 合格者の年齢別構成

合格者の年齢別構成については、直近において30歳代、40歳代が全体の6割を占めている。20歳代は、2010年度の15.6%をピークに微減し、2021年度は12.8%となった。一方、50歳代は、2010年度以降微増し、2021年度は16.9%となった。

合格者の年齢別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
20歳代	13.2%	12.1%	11.8%	11.1%	9.6%	9.1%	10.0%	9.2%	8.2%	12.3%	12.8%
30歳代	40.2%	41.5%	40.7%	35.8%	32.5%	31.4%	30.7%	29.5%	33.1%	30.1%	35.6%
40歳代	24.1%	26.8%	28.5%	28.5%	30.9%	32.3%	31.2%	32.8%	31.5%	30.1%	28.5%
50歳代	15.8%	14.0%	13.3%	17.9%	18.0%	18.8%	19.6%	19.2%	18.8%	18.7%	16.9%
60歳以上	6.8%	5.6%	5.7%	6.7%	9.0%	8.4%	8.5%	9.3%	8.4%	8.8%	6.2%
最年少者	20歳	20歳	19歳	20歳	21歳	20歳	17歳	20歳	20歳	20歳	20歳
最高齢者	76歳	77歳	76歳	79歳	77歳	79歳	74歳	84歳	75歳	78歳	73歳

IV. 合格者の職業別構成

合格者の職業別構成については、会社員が半数以上を占めている。直近では、会社員のほか、公務員、団体の職員、自営業、役員が大半を占めている。一方、学生の割合が比較的少ないのは、受験資格を満たす要件が限定的であり、卒業後の方が受験資格を満たしやすいことが要因の一つとして考えられる。

合格者の職業別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
会社員	51.3%	53.0%	53.3%	55.3%	51.3%	54.9%	59.1%	57.4%	58.9%	58.4%	60.4%
公務員	7.9%	6.4%	5.4%	6.8%	8.5%	6.6%	5.9%	6.2%	7.7%	8.1%	7.8%
団体の職員	5.5%	4.1%	4.6%	4.4%	4.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.2%	4.0%	5.6%
自営業	3.0%	3.6%	3.5%	3.8%	4.4%	4.5%	5.8%	5.2%	4.3%	4.8%	4.2%
役員	1.9%	1.9%	2.0%	2.4%	2.6%	2.1%	2.4%	3.1%	3.1%	3.0%	3.4%
学生	1.0%	0.8%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.1%
その他	29.5%	30.2%	30.6%	26.6%	27.9%	26.0%	21.1%	22.3%	20.3%	20.7%	17.5%

V. 合格者の男女別構成

合格者の男女別構成について、男女の割合は概ね男性6割、女性4割で推移しており、他の士業と比べて女性の割合が大きい点が特徴的であると考えられる。

合格者の男女別構成

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
男	68.3%	65.2%	64.3%	64.3%	67.2%	66.1%	63.8%	65.1%	64.3%	64.0%	61.7%
女	31.7%	34.8%	35.7%	35.7%	32.8%	33.9%	36.2%	34.9%	35.7%	36.0%	38.3%